

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設いきいき（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(施設サービス計画書)

第3条 当施設は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に、利用者のための施設サービス計画書（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

- 2 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者のため施設サービス計画書（ケアプラン）を作成する際には、利用者、身元引受人、利用者の後見人、利用者の家族等の関係者から事情をよく聞いて、利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送れるよう配慮します。
- 3 利用者のために施設サービス計画書（ケアプラン）を作成・変更する際には、原則、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）は計画または変更案の段階で、身元引受人、利用者の後見人または利用者の家族の立会いの上、同計画案を利用者に対して説明し、同意を得ることとします。

(施設が提供する介護サービスの内容)

第4条 当施設は、利用者に対し、第3条により作成された施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、別紙2に記載の各種サービスを提供します。

- 2 第3条に規定する利用者のための施設サービス計画書（ケアプラン）を作成するにあたり、定期的にサービス担当者会議を開催し、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の意向を聴取及び調整し、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送れるよう配慮します。
- 3 前2項を、具体性を持って実現させるために、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人に、**特段の事情が無い限り定期的なサービス担当者会議の参加を促します。**
- 4 介護サービスの内容は、**介護保険法第4条（国民の努力及び義務）「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上を努めるものとする。」**を鑑みて、利用者及び当施設協働で、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送ることが出来るよう施設サービス計画書（ケアプラン）へ反映させます。

(身元引受人)

第5条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことが出来ます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は施設、施設職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第6条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することが出来ます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第7条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、誹謗中傷その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第5条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別途資料の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が、個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。(当法人が指定する銀行の口座からの引き落とし、窓口への現金払い、所定口座への振込)
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、翌月の請求書と一緒に領収書を送付します。また、その月の月末までの振込に関しても、翌月の請求書と一緒に送付します。(現金払いの場合は、その場で領収書を発行いたします。)
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人の同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の2ヶ月分相当額30万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充たさせていただきます、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

- 第9条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえ、別紙(個人情報保護宣言)に定める申請書を提出することで、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意見を表示した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

(身体の拘束等)

- 第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長また医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定

め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 肖像権については、利用同意書にて同意のもと使用する。
 - 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第12条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第14条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「要望・苦情受付箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第15条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設いきいきのご案内
(2025 年 1 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設いきいき
- ・開設年月日 1998 年 7 月 28 日
- ・所在地 北見市東相内町 172 番地 80
- ・電話番号 0157-66-1111 ・ファックス番号 0157-36-8181
- ・管理者名 施設長 田中 昌博
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0155080021 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、在宅復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設いきいきの運営方針]

- ・高齢化社会を迎え、『いつでも、どこでも、誰でも』必要とする保健福祉サービスを安心して受けることができる施設運営を基本とし、自立支援・重度化防止を念頭に置いたリハビリテーションにより、利用者の QOL を高めて在宅復帰・在宅生活継続支援を目指します。
- ・入所者の自立を支援し、利用者と家族のプライバシーを尊重した、日常生活サービスを提供することを目指します。
- ・明るく家庭的な雰囲気を作り、地域住民やボランティアとの結びつきを大切にすることを目指します。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1 以上		医学的管理
・看護職員	10 以上	1 以上	医師と協力し医学的管理
・介護職員	24 以上	1 以上	日常的なケア、専門職と協働してのケア
・介護支援専門員	1 以上		サービスの選定・調整
・支援相談員	1 以上		相談、窓口
・管理栄養士	1 以上		利用者の栄養管理、給食管理、衛生管理
・理学療法士	1 以上		運動機能の維持向上
・作業療法士	1 以上		生活機能・精神心理機能の維持向上
・言語聴覚士	1 以上		コミュニケーション・嚥下機能の維持向上
・歯科衛生士	1 以上		歯、口腔の健康管理
・事務職員	1 以上		施設運営の基礎（総務、管理業務）
・サポートスタッフ	1 以上	1 以上	介護補助業務
・その他	1 以上	1 以上	

(4) 入所定員等 ・定員 100 名

・療養室 個室 12 室、2 人室 8 室、4 人室 18 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7 時 15 分 ～ 8 時 15 分
昼食 11 時 45 分 ～ 12 時 45 分
夕食 17 時 45 分 ～ 18 時 45 分
- ⑤ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則、第 1 月曜日・第 3 水曜日：理容、第 4 木曜日：美容）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ その他

＊ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名 称 総合病院北見赤十字病院
・住 所 北見市北 6 条東 2 丁目

・協力医療機関

・名 称 医療法人社団久仁会 白川整形外科内科
・住 所 北見市桜町 5 丁目 17 番 1

・協力医療機関

・名 称 医療法人 オホーツク勤労者医療協会 オホーツク勤医協北見病院
・住 所 北見市常磐町 5 丁目 7 番地 5

・協力歯科医療機関

・名 称 飯田歯科医院
・住 所 北見市北 1 条西 1 丁目

- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 まるちよ歯科医院
 - ・住 所 北見清月町 91-38

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が著しく困難な状態や専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介します。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲食物の持ち込み 施設医師及び管理栄養士による栄養管理に基づいて食事提供しているため、飲食物の持ち込みはお控え頂くようお願いいたします。
- ・面会 月～土曜日 9：00～17：30（17：15 入館終了）/日曜日 閉館
※17：30 以降や日曜日の電話対応は可能ですが、緊急時以外は月～土曜日の開館時間内に連絡下さいます様お願いいたします。※
面会時は、窓口にて面会カードへご記入下さい。
- ・外出・外泊 医師の許可により（外泊は所定の日数 7 泊 8 日以内）
事前に申し出、許可を得て下さい。
- ・飲酒・喫煙 禁止（原則）
- ・火気の取扱 施設内は厳禁
- ・所持品・備品等の持ち込み 必要最小限
- ・個別に準備していただく物 個別性をもって必要な物品（吸い飲み、骨折予防パンツ、低反発クッション等）につきましては、利用者又は身元引受人にご用意頂きます。
- ・私物品の保証について 介護保険法と照らし合わせ一般的に必要と認められる以外の物品に関しまして、故障や破損等の状態に陥った場合、当法人では責任を負うことは出来ません。尚、私物品のメンテナンスに付きましてもご本人又はご家族にて管理頂きます。
- ・金銭・貴重品の管理 原則としてご本人の管理ですが、周りの方に迷惑をかけますので金銭は必要最小限にして下さい。貴重品はお持ちにならないで下さい。万が一紛失等があった場合、当施設では一切の責任を負いかねます。
- ・外泊時等の施設外での受診 施設へ連絡の上、受診してください。
- ・宗教活動 厳禁
- ・ペットの持ち込み 厳禁
- ・感染症対策 インフルエンザ等の感染症対策（面会の制限や居室変更など）へのご協力をお願いいたします。
- ・居室の変更 社会資源を有効活用するため、居室変更にご協力頂きます。ご家族

- ・個人情報の使用

へのご連絡が事後になる場合もありますのでご容赦下さい。

施設で撮影した写真・映像を広報活動及び職員教育等で使用することにご理解頂き、**利用同意書**に署名捺印をご了承下さい。

※その他管理規程によります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

また、利用者及び保護者の「他の利用者や施設職員への迷惑行為（ハラスメントを含む）、反社会行為」を禁止します。迷惑行為、反社会行為は、本約款の第7条（当施設からの解除）事由⑤に該当いたします。

7. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：0157-66-1111）

また、要望や苦情なども、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備えつけられた「要望・苦情受付箱」をご利用ください。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて
(2024 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の「介護保険証」を確認させていただきます。

2. 診療情報提供書の提出

入所受け入れ判定において、診療情報提供書が必要となります（費用につきましては、利用者にてご負担となります）。

3. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、介護保険法第 8 条に明示されている在宅支援を第一義に考え、どのような介護サービスを提供すれば在宅に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人の希望を十分に考慮し、また、計画の内容については同意をいただくようになります。また、[ご本人・身元引受人は介護保険法第 4 条を遵守し](#)、介護老人保健施設の対象者は居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者ということ、当施設の役割と機能は在宅支援・在宅復帰のための地域拠点となる施設でありリハビリテーションを提供する機能維持・回復の役割を担う施設であることを十分に理解し、サービスの利用を開始します。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 基本料金

(2) その他の料金

基本料金、その他の料金については、別途資料「介護老人保健施設いきいき利用料及びその他の費用の額」をご覧ください。

(3) 支払い方法

毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 15 日（土日・祝祭日と重なった場合は後にずれます。）に、原則当法人が指定する銀行を通じて各ご利用者の指定する銀行口

座から自動振替させていただきます。

現金支払の場合は、請求書が届いた後に窓口にてお支払いいただきます。

口座振込の場合は、請求書が届いた後に所定口座にお振込みいただきます。

領収書は翌月の請求書と一緒に送付いたしますが早めに必要な方はお申し出下さい。

※ 領収書の再発行はできません。又、施設利用料金は医療費控除の対象となりますので、大切に保管して下さい。

個人情報の利用目的

(2025年1月1日現在)

介護老人保健施設いきいきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

※広報活動に係る利用

当法人は地域社会に根差し、多方面から地域に還元できる法人を目指して活動をしています。

- ・医療法人社団久仁会が行う事業に係るホームページ・パンフレット・法人内外研修・掲示物・広報誌、各種申請資料などに利用者の肖像（介助を受けている・提供している姿、リハビリを

受けている・提供している姿、施設内外での活動の様子などの写真・映像）を使用させて頂く事にご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価の求めには応じられません。

介護老人保健施設いきいき 利用料及びその他費用の額

介護老人保健施設をご利用される利用者様のご負担は、介護保険の給付にかかる通常 1 割、2 割または 3 割の自己負担分と保険給付対象外の費用を利用料としてお支払いいただく 3 種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。また、施設毎に利用料の設定は異なります。当施設の利用者様負担につきましては、以下をご参照ください。

（１） 保険給付の自己負担額

- ① 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。施設利用料又は当施設で実施している加算については次頁以降をご参照ください。
- ② 利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方は、居住費・食費の負担が軽減されます。
- ③ 1 割負担、2 割負担または 3 割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には払い戻される高額介護サービス費の支給があります。
- ④ 居宅における外泊を認めた場合には、外泊初日と最終日以外は施設利用料に代えて 362 円となります（月 6 日を限度とする）。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算（1 割、2 割または、3 割の自己負担分）が利用日数分加算されます。介護職員処遇改善加算については次頁以降を参照ください。

（２） その他の料金

- ① 食費（一日あたり） 1,620 円
朝食：470 円 昼食：590 円 夕食：560 円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が一日にお支払いいただく食費の上限となります（おやつ代除く）。

※ 食事に追加し、栄養補助食品、栄養補助飲料の提供が必要となる場合、食費とは別途実費をご負担いただきます。

おやつ代（一日あたり） 121 円/日（税込） 《選択制》

原則、月額制 3,000 円程度（月途中の入退所時のみ日割り）

※選択されない場合、ご家族持込のおやつを施設で管理することは出来ません。

※選択されない場合にあって、おやつを希望された場合、月額分の負担となりますので、ご注意ください。

② 居住費（一日あたり）

従来型個室（1 人部屋） 1,728 円
多床室（2 人部屋・4 人部屋） 437 円

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が一日にお支払いいただく居住費の上限となります。

国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 3 段階まで）の利用者の自己負担額については次頁以降をご参照ください。

居宅における外泊又は入院された場合、外泊又は入院日の次の日より月 6 日間に限り居住費をご負担いただきます。

- ③ 理美容代 理容/実費（2,000 円税込）・美容（1,800 円税込）をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ④ 日常生活品費 外部委託（株式会社エラン） 《選択制》
CS（ケア・サポートセット）346.5 円/日 税込
原則、月額制 10,395 円程度（日額定額制）
- ⑤ 教養娯楽費 実費
- ⑥ インフルエンザワクチン接種料 1,100 円（自治体により異なる）
- ⑦ 文書作成料
 一般証明書 2,200 円/1 通（税込）
 死亡診断書 4,950 円/1 通（税込）
 一般診断書 5,500 円/1 通（税込）
- ⑧ 送迎料
 片道 2,200 円（税込）
 職員介助付き 2,200 円/1 時間当たり/1 人（税込）
 ※送迎における同乗のみの場合も同等の扱いとなります。
- ⑨ 金銭出納管理費 10 円/日 《選択制》
 原則、月額制 300 円程度（月途中の入退所のみ日割り）
 事務所金庫で金銭をお預かりした場合に、管理費をご負担頂きます。
- ⑩ 請求書及び領収書等の発行
 紙媒体による書面郵送 発行手数料 220 円/通（税込）
 電子メールによる電子送付 発行手数料 無料

施設メールアドレス info@kyujinkaiiki.jp

※ご希望の方は上記のメールアドレス宛てに、ご利用者様のお名前、請求書送付先のご家族様のお名前を入力の上、送信してください。

<その他の加算>

種 類	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分) 1 割・2 割・3 割	適 用
初期加算	(Ⅰ) 600 (Ⅱ) 300	1 割 (Ⅰ) 60 円/日 (Ⅱ) 30 円/日 2 割 (Ⅰ) 120 円/日 (Ⅱ) 60 円/日 3 割 (Ⅰ) 180 円/日 (Ⅱ) 90 円/日	(Ⅰ) 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、入所した者について算定する。 ※施設の空床情報を定期的に医療機関と情報提供を行っていること。 (Ⅱ) 入所日から 30 日間に限って算定する。但し(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算 (Ⅰ)	510	1 割 51 円/日 2 割 102 円/日 3 割 153 円/日	当該基準に該当する場合に算定する。 在宅復帰・在宅療養支援等指標 40 点以上。退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動要件あり。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算 (Ⅱ)	510	1 割 51 円/日 2 割 102 円/日 3 割 153 円/日	当該基準に該当する場合に算定する。 在宅復帰・在宅療養支援等指標 70 点以上。退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動、充実したリハ要件あり。
外泊時費用	3,620	1 割 362 円/日 2 割 724 円/日 3 割 1,086 円/日	1 月に 6 日を限度として療養費に代えて算定する。
外泊時費用(在宅サ ービスを利用する 場合)	8,000	1 割 800 円/日 2 割 1,600 円/日 3 割 2,400 円/日	外泊中に介護老人保健施設により提供される在宅サ ービスを利用した場合に 1 月に 6 日を限度として算定 する。但し、外泊の初日と最終日は算定出来ない。
栄養マネジメント 強化加算	110	1 割 11 円/日 2 割 22 円/日 3 割 33 円/日	管理栄養士を入所者の数を 50 で除した以上配置し、 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計 画に従い食事観察を週 3 回以上実施、又リスクの低い 入所者にも配慮し入所者毎に栄養状態・嗜好等を踏ま えた食事の調整等を行い、厚労省へ情報提供しフィー ドバックを有効活用している場合に算定する。
療養食加算	60	1 割 6 円/食 2 割 12 円/食 3 割 18 円/食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定 する。(糖尿病食や腎臓食、肝臓食、貧血食、脂質異 常症食、膵臓病食等)
夜勤職員配置加算	240	1 割 24 円/日 2 割 48 円/日 3 割 72 円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、入所者の数 が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、 2 を超えている場合に算定する。
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ) 220 (Ⅱ) 180 (Ⅲ) 60	1 割 (Ⅰ) 22 円/日 (Ⅱ) 18 円/日 (Ⅲ) 6 円/日 2 割 (Ⅰ) 44 円/日 (Ⅱ) 36 円/日 (Ⅲ) 12 円/日 3 割 (Ⅰ) 66 円/日 (Ⅱ) 54 円/日 (Ⅲ) 18 円/日	下記の要件を満たす場合に、いずれかを算定する。 (Ⅰ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士の 割合 35%以上の場合に算定する。 (Ⅱ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60%以上である場合に算定する。 (Ⅲ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 50%以上、又は常勤職員の割合が 75%以上、又 は勤続 7 年以上の職員が 30%以上である場合 に算定する。

入所前後訪問指導 加算	(Ⅰ) 4,500 (Ⅱ) 4,800	1割 (Ⅰ) 450 円/回 (Ⅱ) 480 円/回 2割 (Ⅰ) 900 円/回 (Ⅱ) 960 円/回 3割 (Ⅰ) 1,350 円/回 (Ⅱ) 1,440 円/回	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日 前 30 日以内または入所後 7 日以内に当該入所者が退 所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定 及び診療方針を決定した場合に1回を限度として算定 する。
試行的退所時指導 加算	4,000	1割 400 円/回 2割 800 円/回 3割 1,200 円/回	① 在宅復帰時に利用者及び家族に対して退所後の療 養上の指導を行った場合に1回を限度として算定 する。 ② 退所が見込まれる利用者及び家族に対して、試行 的に退所する場合、試行的な退所時に退所後の療 養上の指導を行った場合に算定する。(その期間は 最初に試行的な退所を行った月から3ヶ月の間に 限り、1月に1回を限度とする。)
退所時情報提供加 算	(Ⅰ) 5,000 (Ⅱ) 2,500	1割 (Ⅰ) 500 円/回 (Ⅱ) 250 円/回 2割 (Ⅰ) 1,000 円/回 (Ⅱ) 500 円/回 3割 (Ⅰ) 1,500 円/回 (Ⅱ) 750 円/回	(Ⅰ) 在宅復帰時に利用者の退所後の主治医に対して 診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能にかかる情 報を提供した場合1回を限度に算定する。他の社会福 祉施設等に入居する場合であっても同様に算定する。 (Ⅱ) 医療機関に入院する場合において、医療機関に 対して診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能にか かる情報を提供した場合1回を限度に算定する。
退所前連携加算 (Ⅰ)	6,000	1割 600 円/回 2割 1,200 円/回 3割 1,800 円/回	入所予定日前後 30 日以内に、在宅復帰に先立って希 望する居宅介護支援事業者と連携し、利用者の同意を 得て、退所後の居宅サービスの利用方針の調整を行っ た場合に1回を限度として算定する。
退所前連携加算 (Ⅱ)	4,000	1割 400 円/回 2割 800 円/回 3割 1,200 円/回	在宅復帰に先立って居宅介護支援事業者に対して必 要な情報を提供し、連携を図りながら居宅サービスの 調整を行った場合に1回を限度として算定する。
訪問看護指示加算	3,000	1割 300 円/回 2割 600 円/回 3割 900 円/回	在宅復帰時に介護老人保健施設の医師が診療に基 づき指定訪問看護が必要であると認め指示書を交付し た場合に1回を限度として算定する。
短期集中リハビリテ ーション実施加算	(Ⅰ) 2,580 (Ⅱ) 2,000	1割 (Ⅰ) 258 円/日 (Ⅱ) 200 円/日 2割 (Ⅰ) 516 円/日 (Ⅱ) 400 円/日 3割 (Ⅰ) 774 円/日 (Ⅱ) 600 円/日	(Ⅰ) 入所後3ヶ月以内に集中的に訓練を実施し、入 所時及び1月に1回以上 ADL 等の評価を行い、その結 果等の情報を厚労省に提出し、必要に応じリハ計画書 の見直しを行った場合に算定する。 (Ⅱ) 入所後3ヶ月以内に集中的に訓練を実施した場 合に算定する。
リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算	(Ⅰ) 530 (Ⅱ) 330	1割 (Ⅰ) 53 円/月 (Ⅱ) 33 円/月 2割 (Ⅰ) 106 円/月 (Ⅱ) 66 円/月 3割 (Ⅰ) 159 円/月 (Ⅱ) 99 円/月	(Ⅰ) 口腔衛生加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化 加算を算定し、リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の情 報を職員間で一体的に共有し、厚労省へ情報提供しフ ィードバックを活用、リハ計画書を見直し情報共有し た場合に算定する。 (Ⅱ) リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の情報を職員 間で一体的に共有し厚労省へ情報提供しフィードバ ックを活用、リハ計画書を見直し情報共有した場合に 算定する。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ) 2,400 (Ⅱ) 1,200	1割 (Ⅰ) 240 円/日 (Ⅱ) 120 円/日 2割 (Ⅰ) 480 円/日 (Ⅱ) 240 円/日 3割 (Ⅰ) 720 円/日 (Ⅱ) 360 円/日	(Ⅰ) 認知症の方に対して退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活機能の回復を目的として集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合、入所後 3 ヶ月以内に 1 週に 3 日を限度として 1 日につき算定する。 (Ⅱ) 生活機能の回復を目的として集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合、入所後 3 ヶ月以内に 1 週に 3 日を限度として 1 日につき算定する。
退所時栄養情報連携加算	700	1割 70 円/回 2割 140 円/回 3割 210 円/回	特別食又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関に提供した場合に、1 月に 1 回を限度に算定する。
再入所時栄養連携加算	2,000	1割 200 円/回 2割 400 円/回 3割 600 円/回	特別食等の必要な利用者が医療機関に入院し、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携し、二次入所後の栄養ケア計画を作成し、再入所した場合に 1 回に限り算定出来る。
経口移行加算	280	1割 28 円/日 2割 56 円/日 3割 84 円/日	経管により食事を摂取する利用者に対して経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に 180 日を限度に算定する。
経口維持加算	(Ⅰ) 4,000 (Ⅱ) 1,000	1割 (Ⅰ) 400 円/月 (Ⅱ) 100 円/月 2割 (Ⅰ) 800 円/月 (Ⅱ) 200 円/月 3割 (Ⅰ) 1,200 円/月 (Ⅱ) 300 円/月	(Ⅰ) 経口で摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、他職種協働により食事の観察及び会議を行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い管理栄養士が栄養管理を行う場合に算定する。 (Ⅱ) 経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定する。
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 900 (Ⅱ) 1,100	(Ⅰ) 1割 90 円/月 2割 180 円/月 3割 270 円/月 (Ⅱ) 1割 110 円/月 2割 220 円/月 3割 330 円/月	(Ⅰ) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行ない、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行い、利用者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応した場合に算定する。 (Ⅱ) (Ⅰ)の要件に加え、厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用している場合に算定する。
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 30 (Ⅱ) 40	1割 (Ⅰ) 3 円/日 (Ⅱ) 4 円/日 2割 (Ⅰ) 6 円/日 (Ⅱ) 8 円/日 3割 (Ⅰ) 9 円/日 (Ⅱ) 12 円/日	次の要件を満たす認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し算定する。 (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲの利用者が入所者総数の 1/2 以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を 5 名以上配置し、チームとして認知症のケアを実施。定期的に認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を開催している場合。 (Ⅱ) (Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施。介護職員・看護職員ごとの研修計画を作成し研修を実施している場合。

認知症チームケア 推進加算	(Ⅰ) 1,500 (Ⅱ) 1,200	1割 (Ⅰ) 150 円/月 (Ⅱ) 120 円/月 2割 (Ⅰ) 300 円/月 (Ⅱ) 240 円/月 3割 (Ⅰ) 450 円/月 (Ⅱ) 360 円/月	下記の要件を満たす場合に、いずれかを算定する。 (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲの利用者が入所者総数の1/2以上であり、認知症介護指導者研修修了者又は認知症実践リーダー研修及び日本版BPSD 認知症ケアプログラム研修修了者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施し、定期的な評価及び計画の見直しを行った場合に算定する。 (Ⅱ) 認知症介護実践者リーダー研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームケアを実践している場合に算定する。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2,000	1割 200 円/日 2割 400 円/日 3割 600 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護老人保健サービスが必要であると判断した者に対して、介護老人保健施設サービスを行なった場合に、入所した日から起算して7日を限度として算定する。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算	(Ⅰ) イ 1,400 ロ 700 (Ⅱ) 2,400 (Ⅲ) 1,000	1割 (Ⅰ) イ 140 円/回 ロ 70 円/回 (Ⅱ) 240 円/回 (Ⅲ) 100 円/回 2割 (Ⅰ) イ 280 円/回 ロ 140 円/回 (Ⅱ) 480 円/回 (Ⅲ) 200 円/回 3割 (Ⅰ) イ 420 円/回 ロ 210 円/回 (Ⅱ) 720 円/回 (Ⅲ) 300 円/回	(Ⅰ) イ 医師が薬物療法に関する研修を受け、入所後1ヶ月以内に主治医に処方内容の変更する可能性があることを説明し同意を得ており、6種類以上の服用薬剤の評価を行い、変更があった場合には退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供を行いその内容を診療録に記載している場合に算定する。 (Ⅰ) ロ 主治医に説明をしていない場合 (Ⅱ) (Ⅰ) イ又はロを算定し厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用している場合に算定する。 (Ⅲ) (Ⅰ) と (Ⅱ) を算定し6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と利用者の主治医が共同し、総合的に評価及び調整し、退所時において処方されている内服薬の種類が1種類以上減少した場合に算定する。 ※1回を限度に算定出来る。
緊急時治療管理	5,180	1割 518 円/日 2割 1,036 円/日 3割 1,554 円/日	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理としての投薬や検査、注射、処置等を行った時に算定する。
所定疾患施設療養費	(Ⅰ) 2,390 (Ⅱ) 4,800	1割 (Ⅰ) 239 円/日 (Ⅱ) 480 円/日 2割 (Ⅰ) 478 円/日 (Ⅱ) 960 円/日 3割 (Ⅰ) 717 円/日 (Ⅱ) 1,440 円/日	(Ⅰ) 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎又は慢性心不全について、投薬、検査、注射、処置等を行なった場合(肺炎又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限り)、同一の利用者について1月に1回、1回につき7日間を限度として算定する。 (Ⅱ) (Ⅰ) の要件を満たし、かつ、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1回につき10日を限度として算定できる。

ターミナルケア加算	(1) 720 (2) 1,600 (3) 9,100 (4) 19,000	1 割 (1) 72 円/日 (2) 160 円/日 (3) 910 円/日 (4) 1,900 円/日 2 割 (1) 144 円/日 (2) 320 円/日 (3) 1,820 円/日 (4) 3,800 円/日 3 割 (1) 549 円/日 (2) 480 円/日 (3) 2,730 円/日 (4) 5,700 円/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みが無いと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て、「人生の最終段階における医療・ケア決定のプロセスのガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行い、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針を基にターミナルケアに係る計画が作成された上で、支援相談員を含む各種職員が共同して、利用者の状態や家族の求めに応じ随時説明、同意を得てターミナルケアが行われた場合に算定する。 (1) 亡くなられた日以前 31～45 日まで 72 単位 (2) 亡くなられた日以前 4～30 日まで 160 単位 (3) 亡くなられた日以前 2～3 日まで 910 単位 (4) 亡くなられた日 1,900 単位
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 30 (Ⅱ) 130	1 割 (Ⅰ) 3 円/月 (Ⅱ) 13 円/月 2 割 (Ⅰ) 6 円/月 (Ⅱ) 26 円/月 3 割 (Ⅰ) 9 円/月 (Ⅱ) 39 円/月	(Ⅰ) 褥瘡に係るリスクについて 3 ヶ月毎に評価し、厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用し、その評価の結果、多職種協働で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、その管理の内容や入所者等のごとの状態について定期的に記録し、少なくとも 3 月に 1 回見直した場合に算定する。 (Ⅱ) (Ⅰ) の要件を満たしている施設等において、評価の結果、褥瘡が発生するリスクのあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に算定する。
排せつ支援加算	(Ⅰ) 100 (Ⅱ) 150 (Ⅲ) 200	1 割 (Ⅰ) 10 円/月 (Ⅱ) 15 円/月 (Ⅲ) 20 円/月 2 割 (Ⅰ) 20 円/月 (Ⅱ) 30 円/月 (Ⅲ) 40 円/月 3 割 (Ⅰ) 30 円/月 (Ⅱ) 45 円/月 (Ⅲ) 60 円/月	(Ⅰ) 排泄に介護を要する入所者毎に要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が少なくとも 6 ヶ月毎に評価し、その評価結果等を厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用し、評価の結果、多職種協働で原因を分析し支援計画を策定し 3 ヶ月毎に見直しを行った場合に算定する。 (Ⅱ) (Ⅰ) の要件に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化しない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定する。 (Ⅲ) (Ⅰ) の要件に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化しない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定する。
自立支援促進加算	3,000	1 割 300 円/月 2 割 600 円/月 3 割 900 円/月	医師が入所者毎に自立支援のために特に必要な医学的評価を少なくとも 3 ヶ月毎に行い、多職種協働で自立支援に係る支援計画を策定し見直しを行い、厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用している場合に算定する。
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 400 (Ⅱ) 600	1 割 (Ⅰ) 40 円/月 (Ⅱ) 60 円/月 2 割 (Ⅰ) 80 円/月 (Ⅱ) 120 円/月 3 割 (Ⅰ) 120 円/月 (Ⅱ) 180 円/月	(Ⅰ) 入所者毎の、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省へ情報提供しフィードバックを有効活用している場合に算定する。 (Ⅱ) (Ⅰ) の要件に加え疾病の状況や服薬情報等の情報も含めること。
安全対策体制加算	200	1 割 20 円/回 2 割 40 円/回 3 割 60 円/回	外策部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に 1 回に限り算定する。

協力医療機関連携 加算	(1) 1,000 (令和6年度) 500 (令和7年度 以降) (2) 50	1割 (1) 100円/月 50円/月 (2) 5円/月 2割 (1) 200円/月 100円/月 (2) 10円/月 3割 (1) 300円/月 150円/月 (2) 15円/月	施設で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関と連携体制を構築し、入所者の現病歴等の情報共有を定期的に行っている場合に算定する。 (1) ①入所者の病状が変化した場合に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。 ③入所者の病状が急変した場合、当施設医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要する際には原則入院を受け入れる体制を確保している（病院に限る）。 (2) それ以外の場合に算定する。
高齢者施設等感染 対策向上加算	(Ⅰ) 100 (Ⅱ) 50	1割 (Ⅰ) 10円/月 (Ⅱ) 5円/月 2割 (Ⅰ) 20円/月 (Ⅱ) 10円/月 3割 (Ⅰ) 30円/月 (Ⅱ) 15円/月	下記の要件を満たす場合に算定する。併算定可能。 (Ⅰ) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を確保していること。 協力医療機関等との間で、一般的な感染症発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に連携し適切に対応していること。 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会の行う院内感染の研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 (Ⅱ) 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
新興感染症等施設 療養費	2,400	1割 240円/日 2割 480円/日 3割 720円/日	入所者が別に厚労大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
生産性向上推進体 制加算	(Ⅰ) 1,000 (Ⅱ) 100	(Ⅰ) 100円/月 (Ⅱ) 10円/月	下記の要件を満たす場合に、いずれかを算定する。 (Ⅰ) (Ⅱ) の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っていること。 (Ⅱ) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っていること。

<介護職員等処遇改善加算> ※2024 年 6 月以降～※

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 7.5% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 7.1% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.4% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.4% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ1）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.7% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ2）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.5% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ3）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.3% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ4）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.1% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ5）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.7% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ6）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.3% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ7）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.2% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ8）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.6% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ9）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.8% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（Ⅴ10）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.4% を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（V11）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 3.6%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（V12）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.0%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（V13）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 3.1%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（V14）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 2.3%を乗じた金額を算定する。

< 第 1 段階【基本型+加算型】 >

市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受けている方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	825
2	7,630	510	240	220	110	8,710	871
3	8,280	510	240	220	110	9,360	936
4	8,830	510	240	220	110	9,910	991
5	9,320	510	240	220	110	10,400	1,040

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	825	550	300	1,675	50,250
2	871	550	300	1,721	51,630
3	936	550	300	1,786	53,580
4	991	550	300	1,841	55,230
5	1,040	550	300	1,890	56,700

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	901
2	8,430	510	240	220	110	9,510	951
3	9,080	510	240	220	110	10,160	1,016
4	9,610	510	240	220	110	10,690	1,069
5	10,120	510	240	220	110	11,200	1,120

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	901	0	300	1,201	36,030
2	951	0	300	1,251	37,530
3	1,016	0	300	1,316	39,480
4	1,069	0	300	1,369	41,070
5	1,120	0	300	1,420	42,600

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40点以上～59点の場合に在宅復帰支援加算 (I) 算定可。

20点以上～39点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算 (I) 算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630円/30日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット) ※

< 第 2 段階【基本型+加算型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	825
2	7,630	510	240	220	110	8,710	871
3	8,280	510	240	220	110	9,360	936
4	8,830	510	240	220	110	9,910	991
5	9,320	510	240	220	110	10,400	1,040

要介護度	1 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	825	550	390	1,765	52,950
2	871	550	390	1,811	54,330
3	936	550	390	1,876	56,280
4	991	550	390	1,931	57,930
5	1,040	550	390	1,980	59,400

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	901
2	8,430	510	240	220	110	9,510	951
3	9,080	510	240	220	110	10,160	1,016
4	9,610	510	240	220	110	10,690	1,069
5	10,120	510	240	220	110	11,200	1,120

要介護度	1 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	901	430	390	1,721	51,630
2	951	430	390	1,771	53,130
3	1,016	430	390	1,836	55,080
4	1,069	430	390	1,889	56,670
5	1,120	430	390	1,940	58,200

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40 点以上～59 点の場合に在宅復帰支援加算 (I) 算定可。

20 点以上～39 点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算 (I) 算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット) ※

< 第 3 段階①【基本型+加算型】 >

市町村住民税世帯非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	825
2	7,630	510	240	220	110	8,710	871
3	8,280	510	240	220	110	9,360	936
4	8,830	510	240	220	110	9,910	991
5	9,320	510	240	220	110	10,400	1,040

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	825	1,370	650	2,845	85,350
2	871	1,370	650	2,891	86,730
3	936	1,370	650	2,956	88,680
4	991	1,370	650	3,011	90,330
5	1,040	1,370	650	3,060	91,800

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	901
2	8,430	510	240	220	110	9,510	951
3	9,080	510	240	220	110	10,160	1,016
4	9,610	510	240	220	110	10,690	1,069
5	10,120	510	240	220	110	11,200	1,120

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	901	430	650	1,981	59,430
2	951	430	650	2,031	60,930
3	1,016	430	650	2,096	62,880
4	1,069	430	650	2,149	64,470
5	1,120	430	650	2,200	66,000

(単位/円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40 点以上～59 点の場合に在宅復帰支援加算 (I) 算定可。

20 点以上～39 点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算 (I) 算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット) ※

< 第 3 段階②【基本型+加算型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円超の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅰ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	825
2	7,630	510	240	220	110	8,710	871
3	8,280	510	240	220	110	9,360	936
4	8,830	510	240	220	110	9,910	991
5	9,320	510	240	220	110	10,400	1,040

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	825	1,370	1,360	3,555	106,650
2	871	1,370	1,360	3,601	108,030
3	936	1,370	1,360	3,666	109,980
4	991	1,370	1,360	3,721	111,630
5	1,040	1,370	1,360	3,770	113,100

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅰ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	901
2	8,430	510	240	220	110	9,510	951
3	9,080	510	240	220	110	10,160	1,016
4	9,610	510	240	220	110	10,690	1,069
5	10,120	510	240	220	110	11,200	1,120

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	901	430	1,360	2,691	80,730
2	951	430	1,360	2,741	82,230
3	1,016	430	1,360	2,806	84,180
4	1,069	430	1,360	2,859	85,770
5	1,120	430	1,360	2,910	87,300

(単位/円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40 点以上～59 点の場合に在宅復帰支援加算(Ⅰ)算定可。

20 点以上～39 点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算(Ⅰ)算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS(ケア・サポートセット)※

< 第 4 段階【基本型+加算型】 >

市町村民税が課税されている方等

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	825
2	7,630	510	240	220	110	8,710	871
3	8,280	510	240	220	110	9,360	936
4	8,830	510	240	220	110	9,910	991
5	9,320	510	240	220	110	10,400	1,040

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	825	1,728	1,620	4,173	125,190
2	871	1,728	1,620	4,219	126,570
3	936	1,728	1,620	4,284	128,520
4	991	1,728	1,620	4,339	130,170
5	1,040	1,728	1,620	4,388	131,640

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	901
2	8,430	510	240	220	110	9,510	951
3	9,080	510	240	220	110	10,160	1,016
4	9,610	510	240	220	110	10,690	1,069
5	10,120	510	240	220	110	11,200	1,120

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	901	437	1,620	2,958	88,740
2	951	437	1,620	3,008	90,240
3	1,016	437	1,620	3,073	92,190
4	1,069	437	1,620	3,126	93,780
5	1,120	437	1,620	3,177	95,310

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40点以上～59点の場合に在宅復帰支援加算 (I) 算定可。

20点以上～39点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算 (I) 算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630円/30日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS(ケア・サポートセット) ※

< 第 4 段階【基本型+加算型】 >

市町村民税が課税されている方等 『介護保険 2 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
1	7,170	510	240	220	110	8,250	1,650
2	7,630	510	240	220	110	8,710	1,742
3	8,280	510	240	220	110	9,360	1,872
4	8,830	510	240	220	110	9,910	1,982
5	9,320	510	240	220	110	10,400	2,080

要介護度	2 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	1,650	1,728	1,620	4,998	149,940
2	1,742	1,728	1,620	5,090	152,700
3	1,872	1,728	1,620	5,220	156,600
4	1,982	1,728	1,620	5,330	159,900
5	2,080	1,728	1,620	5,428	162,840

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (I)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
1	7,930	510	240	220	110	9,010	1,802
2	8,430	510	240	220	110	9,510	1,902
3	9,080	510	240	220	110	10,160	2,032
4	9,610	510	240	220	110	10,690	2,138
5	10,120	510	240	220	110	11,200	2,240

要介護度	2 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	1,802	437	1,620	3,859	115,770
2	1,902	437	1,620	3,959	118,770
3	2,032	437	1,620	4,089	122,670
4	2,138	437	1,620	4,195	125,850
5	2,240	437	1,620	4,297	128,910

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40 点以上～59 点の場合に在宅復帰支援加算 (I) 算定可。

20 点以上～39 点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算 (I) 算定不可。※

※<選択制>おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット) ※

< 第 4 段階【基本型+加算型】 >

市町村民税が課税されている方等 『介護保険 3 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅰ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担 3 割（保険対象分）
1	7,170	510	240	220	110	8,250	2,475
2	7,630	510	240	220	110	8,710	2,613
3	8,280	510	240	220	110	9,360	2,808
4	8,830	510	240	220	110	9,910	2,973
5	9,320	510	240	220	110	10,400	3,120

要介護度	3 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	2,475	1,728	1,620	5,823	174,690
2	2,613	1,728	1,620	5,961	178,830
3	2,808	1,728	1,620	6,156	184,680
4	2,973	1,728	1,620	6,321	189,630
5	3,120	1,728	1,620	6,468	194,040

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅰ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担 3 割（保険対象分）
1	7,930	510	240	220	110	9,010	2,703
2	8,430	510	240	220	110	9,510	2,853
3	9,080	510	240	220	110	10,160	3,048
4	9,610	510	240	220	110	10,690	3,207
5	10,120	510	240	220	110	11,200	3,360

要介護度	3 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	2,703	437	1,620	4,760	142,800
2	2,853	437	1,620	4,910	147,300
3	3,048	437	1,620	5,105	153,150
4	3,207	437	1,620	5,264	157,920
5	3,360	437	1,620	5,417	162,510

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、40 点以上～59 点の場合に在宅復帰支援加算（Ⅰ）算定可。

20 点以上～39 点の場合は、基本型となり在宅復帰支援加算（Ⅰ）算定不可。※

※＜選択制＞おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS（ケア・サポートセット）※

< 第 1 段階【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受けている方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	7,880	510	240	220	110	8,960	896
2	8,630	510	240	220	110	9,710	971
3	9,280	510	240	220	110	10,360	1,036
4	9,850	510	240	220	110	10,930	1,093
5	10,400	510	240	220	110	11,480	1,148

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	896	550	300	1,746	52,380
2	971	550	300	1,821	54,630
3	1,036	550	300	1,886	56,580
4	1,093	550	300	1,943	58,290
5	1,148	550	300	1,998	59,940

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	8,710	510	240	220	110	9,790	979
2	9,470	510	240	220	110	10,550	1,055
3	10,140	510	240	220	110	11,220	1,122
4	10,720	510	240	220	110	11,800	1,180
5	11,250	510	240	220	110	12,330	1,233

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	979	0	300	1,279	38,370
2	1,055	0	300	1,355	40,650
3	1,122	0	300	1,422	42,660
4	1,180	0	300	1,480	44,400
5	1,233	0	300	1,533	45,990

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70点以上～90点の場合に在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定可。

60点以上～69点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630円/30日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS（ケア・サポートセット）※

< 第 2 段階【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	7,880	510	240	220	110	8,960	896
2	8,630	510	240	220	110	9,710	971
3	9,280	510	240	220	110	10,360	1,036
4	9,850	510	240	220	110	10,930	1,093
5	10,400	510	240	220	110	11,480	1,148

要介護度	1 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	896	550	390	1,836	55,080
2	971	550	390	1,911	57,330
3	1,036	550	390	1,976	59,280
4	1,093	550	390	2,033	60,990
5	1,148	550	390	2,088	62,640

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	8,710	510	240	220	110	9,790	979
2	9,470	510	240	220	110	10,550	1,055
3	10,140	510	240	220	110	11,220	1,122
4	10,720	510	240	220	110	11,800	1,180
5	11,250	510	240	220	110	12,330	1,233

要介護度	1 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	979	430	390	1,799	53,970
2	1,055	430	390	1,875	56,250
3	1,122	430	390	1,942	58,260
4	1,180	430	390	2,000	60,000
5	1,233	430	390	2,053	61,590

(単位/円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70 点以上～90 点の場合に在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定可。

60 点以上～69 点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS（ケア・サポートセット）※

< 第 3 段階①【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,880	510	240	220	110	8,960	896
2	8,630	510	240	220	110	9,710	971
3	9,280	510	240	220	110	10,360	1,036
4	9,850	510	240	220	110	10,930	1,093
5	10,400	510	240	220	110	11,480	1,148

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	896	1,370	650	2,916	87,480
2	971	1,370	650	2,991	89,730
3	1,036	1,370	650	3,056	91,680
4	1,093	1,370	650	3,113	93,390
5	1,148	1,370	650	3,168	95,040

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	8,710	510	240	220	110	9,790	979
2	9,470	510	240	220	110	10,550	1,055
3	10,140	510	240	220	110	11,220	1,122
4	10,720	510	240	220	110	11,800	1,180
5	11,250	510	240	220	110	12,330	1,233

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	979	430	650	2,059	61,770
2	1,055	430	650	2,135	64,050
3	1,122	430	650	2,202	66,060
4	1,180	430	650	2,260	67,800
5	1,233	430	650	2,313	69,390

(単位/円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70 点以上～90 点の場合に在宅復帰支援加算(Ⅱ)算定可。

60 点以上～69 点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算(Ⅱ)算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS(ケア・サポートセット)※

< 第 3 段階②【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円超の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	7,880	510	240	220	110	8,960	896
2	8,630	510	240	220	110	9,710	971
3	9,280	510	240	220	110	10,360	1,036
4	9,850	510	240	220	110	10,930	1,093
5	10,400	510	240	220	110	11,480	1,148

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	896	1,370	1,360	3,626	108,780
2	971	1,370	1,360	3,701	111,030
3	1,036	1,370	1,360	3,766	112,980
4	1,093	1,370	1,360	3,823	114,690
5	1,148	1,370	1,360	3,878	116,340

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
1	8,710	510	240	220	110	9,790	979
2	9,470	510	240	220	110	10,550	1,055
3	10,140	510	240	220	110	11,220	1,122
4	10,720	510	240	220	110	11,800	1,180
5	11,250	510	240	220	110	12,330	1,233

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	979	430	1,360	2,769	83,070
2	1,055	430	1,360	2,845	85,350
3	1,122	430	1,360	2,912	87,360
4	1,180	430	1,360	2,970	89,100
5	1,233	430	1,360	3,023	90,690

(単位/円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70 点以上～90 点の場合に在宅復帰支援加算(Ⅱ)算定可。

60 点以上～69 点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算(Ⅱ)算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS(ケア・サポートセット)※

< 第 4 段階【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税が課税されている方等

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	7,880	510	240	220	110	8,960	896
2	8,630	510	240	220	110	9,710	971
3	9,280	510	240	220	110	10,360	1,036
4	9,850	510	240	220	110	10,930	1,093
5	10,400	510	240	220	110	11,480	1,148

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	896	1,728	1,620	4,244	127,320
2	971	1,728	1,620	4,319	129,570
3	1,036	1,728	1,620	4,384	131,520
4	1,093	1,728	1,620	4,441	133,230
5	1,148	1,728	1,620	4,496	134,880

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担（保険対象分）
1	8,710	510	240	220	110	9,790	979
2	9,470	510	240	220	110	10,550	1,055
3	10,140	510	240	220	110	11,220	1,122
4	10,720	510	240	220	110	11,800	1,180
5	11,250	510	240	220	110	12,330	1,233

要介護度	1割自己負担分	居住費	食費	1日分の費用	30日分の費用
1	979	437	1,620	3,036	91,080
2	1,055	437	1,620	3,112	93,360
3	1,122	437	1,620	3,179	95,370
4	1,180	437	1,620	3,237	97,110
5	1,233	437	1,620	3,290	98,700

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70点以上～90点の場合に在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定可。

60点以上～69点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定不可。※

※《選択制》おやつ 3,630円/30日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS（ケア・サポートセット）※

< 第 4 段階【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税が課税されている方等 『介護保険 2 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担 2 割（保険対象分）
1	7,880	510	240	220	110	8,960	1,792
2	8,630	510	240	220	110	9,710	1,942
3	9,280	510	240	220	110	10,360	2,072
4	9,850	510	240	220	110	10,930	2,186
5	10,400	510	240	220	110	11,480	2,296

要介護度	2 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	1,792	1,728	1,620	5,140	154,200
2	1,942	1,728	1,620	5,290	158,700
3	2,072	1,728	1,620	5,420	162,600
4	2,186	1,728	1,620	5,534	166,020
5	2,296	1,728	1,620	5,644	169,320

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	費用総額（保険対象分）	利用者負担 2 割（保険対象分）
1	8,710	510	240	220	110	9,790	1,958
2	9,470	510	240	220	110	10,550	2,110
3	10,140	510	240	220	110	11,220	2,244
4	10,720	510	240	220	110	11,800	2,360
5	11,250	510	240	220	110	12,330	2,466

要介護度	2 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	1,958	437	1,620	4,015	120,450
2	2,110	437	1,620	4,167	125,010
3	2,244	437	1,620	4,301	129,030
4	2,360	437	1,620	4,417	132,510
5	2,466	437	1,620	4,523	135,690

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70 点以上～90 点の場合に在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定可。

60 点以上～69 点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算（Ⅱ）算定不可。※

※＜選択制＞おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS（ケア・サポートセット）※

< 第 4 段階【在宅強化型+超強化型】 >

市町村民税が課税されている方等 『介護保険 3 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
1	7,880	510	240	220	110	8,960	2,688
2	8,630	510	240	220	110	9,710	2,913
3	9,280	510	240	220	110	10,360	3,108
4	9,850	510	240	220	110	10,930	3,279
5	10,400	510	240	220	110	11,480	3,444

要介護度	3 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	2,688	1,728	1,620	6,036	181,080
2	2,913	1,728	1,620	6,261	187,830
3	3,108	1,728	1,620	6,456	193,680
4	3,279	1,728	1,620	6,627	198,810
5	3,444	1,728	1,620	6,792	203,760

(単位／円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
1	8,710	510	240	220	110	9,790	2,937
2	9,470	510	240	220	110	10,550	3,165
3	10,140	510	240	220	110	11,220	3,366
4	10,720	510	240	220	110	11,800	3,540
5	11,250	510	240	220	110	12,330	3,699

要介護度	3 割自己負担分	居住費	食費	1 日分の費用	30 日分の費用
1	2,937	437	1,620	4,994	149,820
2	3,165	437	1,620	5,222	156,660
3	3,366	437	1,620	5,423	162,690
4	3,540	437	1,620	5,597	167,910
5	3,699	437	1,620	5,756	172,680

(単位／円)

※在宅復帰・在宅療養支援等支援指標が、70 点以上～90 点の場合に在宅復帰支援加算 (Ⅱ) 算定可。

60 点以上～69 点の場合は、在宅強化型となり在宅復帰支援加算 (Ⅱ) 算定不可。※

※<選択制>おやつ 3,630 円/30 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット) ※